申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	生涯学習課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町交流センター使用料徴収条例第4条

<審査基準/標準処理期間>

基準規定	美郷町交流センター使用料徴収条例第4条
	■設定 □未設定
	○美郷町交流センター使用料徴収条例
	(使用料の還付)
	第4条 次の各号に該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができ
	る。
	(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設を使用できなくな
 審 査 基 準	ったとき。
	(2) その他町長が認めたとき。
参考資料	
17 14 be 50 40 00	■設定 □未設定
標準処理期間	7日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	生涯学習課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	使用料の免除
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町交流センター使用料徴収条例第5条

<審査基準/標準処理期間>

基準規定	美郷町交流センター使用料徴収条例第5条
	■設定 □未設定
	○美郷町交流センター使用料徴収条例
	(使用料の免除)
	第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の徴収を免除する。
	(1) 官公署が公務のために使用するとき。
	(2) 教育機関が使用するとき。
= + + **	(3) 町内の公共的団体が使用するとき。
番	(4) 町の後援を受けた団体が非営利目的で使用するとき。
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	
/# **	
1佣	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日
標準処理期間備考	(3) 町内の公共的団体が使用するとき。 (4) 町の後援を受けた団体が非営利目的で使用するとき。 ■設定 □未設定 即日